

令和7年第9回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年9月1日（月曜日） 14時00分～14時30分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、
5番 小野 美智子、 6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、
9番 田原 俊秀、 10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘
13番 山田 裕也、 14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸
17番 夢田 寿志

出席農地利用最適化推進委員：佐伯8区 永田 不二男、佐伯9区 岩田 隆生

直川2区 橋迫 新五、蒲江3区 後藤 正

事務局：事務局長 市樂 栄作、局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、主事 小野 颯月

農政課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

定刻になったようです。今日は議案が少ないので途中休憩は入りませんので、もしトイレ行かれる方があつたら先に。よろしいでしょうか。

はい。それではただいまより、令和7年第9回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。農業委員 17名全員出席しております。よって、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議が成立したことを報告いたします。

また農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1) の議案第24号から、(4)、その他①非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席されて結構でございます。

それでは宮脇会長より、ご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんこんにちは。

第9回の農業委員会が、多くの皆さんの参加をいただきまして開催できることを厚く御礼申し上げたいと思います。

もう9月に入りましたけれども、日中は非常に暑くてですね、秋というのに、何かしのぎやすい季節はいつ来るのかなというふうな状況でございまして、そうした中で、木立の方の早期米刈り取りはもうほぼ終了したんじゃないかなというふうに思います。

今度、普通期が9月の10日過ぎぐらいから、ボチボチ早いものからですね、順次10月にかけて刈り取りが始まるというふうに思いますけども、米価の方もまだまだ非常に高止まりというか、そういう感じありますが、普通期になると若干下がってくるのかなというふうな気がしておりますけども、適正な価格で推移していただければありがたいかなというふうに思っているところであります。

いずれにしてもですね、皆さん方暑さ対策を十分にして体調管理についてはですね、十分ご留意していただければというふうに思っておるところであります。

それとですね、先月の28日にですね、年金推進の県下推進部長の研修会がありました。私と弓田副会長と竹中委員、3名が出席をいたしました。

いずれにしても佐伯市では2名の加入を目指しておりますので、そういった候補者がおるようでしたら、推進部長の方にですね、事務局なりに情報を流していただければありがたいのかなというふうに思っているところであります。

さて今日はですね、先ほど局長が言いましたように、案件は4件ですね。

3条4条5条で4件でございますので、休憩なしで最後までいきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げまして簡単ですけども挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(局長)

はい、ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので会長に議事進行をお願いしたいと思います。

(会長)

はい、それではしばらくの間議事進行を行っていきたいと思います。

それではですね、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名いたします。議事録の署名を11番波戸崎委員、12番三又勝弘委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

はい、着座にて説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は2件で、面積は1,078平米です。

議案第25号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は1件で、面積は2,736平米です。

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請についての件数も1件で、面積は486平米です。

議案第24号から26号に関する合計件数は4件、合計面積は田が1,152平米、畑が3,148平米で、総合計面積は4,300平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、両親の4人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は23aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

すいません。農地取得後は果樹を栽培する予定です。

既得の耕作面積は23aとなります。今後農業を行う申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

別に支障はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、池田推進委員の現地立ち会いができなかつたためですね、事務局の説明の後、現地調査を行つた三又農業委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。木立に拠点があるため、そこを拠点に農業を行うとのことです。取得後の耕作面積は6.66aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして三又農業委員お願いします。

(三又農業委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と三又農業委員の意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する2件の審議を終わります。

続きまして、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書4ページの、4条の1番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いしま

す。

(事務局)

はい。農業委員会事務局大良です。4条の1について説明いたします。

申請地は、佐伯市木立にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畠です。

今回、申請者が経営する宿泊施設に関連する駐車場と多目的広場の用途による申請です。

なお、宿泊施設の地目は宅地のため、今回の審議は農地である駐車場と多目的広場となります。

申請地は、申請者が所有する住居を活用し、申請者自身が宿泊施設を経営するため、申請者と、宿泊者のための駐車場。そして、利用客への憩いの場として、テラスや芝生を設置し、多目的広場を整備する計画です。

造成工事はですね、整地のみで盛り土などは行わないため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。また、樹木などは伐採せず、そのまま活用する予定です。

そして、令和6年にですね、砂利を敷き設した作業動を設置しているため、始末書が提出されております。

雨水などは自然流下いたします。水利権はありません。

許可基準につきましては、第二種農地の許可基準に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして、永田推進委員お願いします。

(永田推進委員)

特に問題はないです。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願いいいたします。

ありませんか。はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する1件の審議を終わります。

続きまして、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの5条の1番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では5条の1について説明いたします。

申請地は、佐伯市大字長良にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田んぼです。今回、一般住宅の用途による申請です。

申請者は、家族が増え4人家族となったことで、現在住む借家がですね、手狭となったことにより、住宅を新築する計画です。

申請地では、建築面積64.59平米の住宅を建築する予定です。

そして、園庭スペースと駐車場を家族用2台、来客用2台、計4台分を設置します。

なお、土地がですね幅が狭く細長いため、車の旋回スペースなどを設けます。

また、汚水などの排水処理は、農業用集落排水に接続します。

造成工事は、整地のみなので盛り土を行いません。そのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。雨水は自然浸透及び自然流下いたします。水利権はありません。

また、申請地と市道の間には側溝があり、転用許可後ですね、橋掛けの手続きを行う計画です。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして岩田推進委員お願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する1件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第24号、農地法第3条の2件につきましては許可したいと思います。

議案第25号、農地法第4条の1件につきましても許可したいと思います。

議案第26号、農地法第5条の1件につきましても許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は、8月19日に担当区の橋迫推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字下直見の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成 16 年頃から耕作放棄されたため、樹木等が自生し山林化しています。

現況は前方画面に映し出している状況の通りで、この農地を復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。よって非農地証明発行基準要領第 2 の 4 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

はい、特に問題はないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 2 について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 2 番の説明をいたします。

申請地の調査は 8 月 19 日に担当区の橋迫推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字下直見の 2 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は水路に隣接し、冠水するなど自然災害により耕作が困難なため、平成 19 年ごろから耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しています。

現況は前方画面に映し出している通りです。

水路沿いにつきましては、周囲に被害が出ないように草刈等を実施はしております。

しかしこの土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願いに関する 2 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和 7 年 11 月 1 日改正分の 244 件になります。

内訳としまして、契約期間 5 年のもの、契約更新で、登記地目田 4 筆、6,863 平米。

契約期間 10 年のもの、更新で、登記地目田 11 筆、2 万 7,190 平米。

契約更新で、登記地目田 223 筆、25 万 1,020 平米、登記地目畠 3 筆、1,965 平米。

契約期間 17 年 2 月のもの、配分計画では配分替え登記地目田 2 筆、6,291 平米。

契約期間 21 年 10 月のもの、中間保有で、登記地目畠 1 筆、679 平米。

以上合計 244 筆、面積が 29 万 4,008 平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい、矢野委員。

(矢野委員)

14 番矢野です。ちょっとお尋ねします。

この、11 ページの 9 番と 10 番の名前の河野健次さん 79 歳、この人は実在してますか。

(農政課)

はい、実在しています。契約書を交わしてますんで。

(矢野委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長)

はい、よろしいですか。ほかにございませんか。他になければ取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了。

はい、どうぞ。はい、吉岡委員。

(吉岡委員)

吉岡です。すいません。

農用地の貸付調書今ずっと見させてもらってるんですけども、個人間の貸し借りになってるじゃないですか、まだ。これ、農地中間管理機構をこの貸し借りの中にかますことができるのは、この次の契約のタイミングからなんですかね。そのところちょっとよくわからなくて。

(会長)

はい、事務局。

(吉岡委員)

中間管理機構がこの貸し借りの契約に入るのは、この今回の契約期限が切れて、更新する次の機会からになるわけですかね。ちょっとその辺とこがよくわかってなくてでですね。

(農政課)

えっとですね、1枚目をはぐってもらったところに、5年10年、17年っていう契約期間がありまして、区分の中で契約更新っていうのが、もうすでに契約しどってですね、更新を迎えた件数になります。

引き続き、中間管理機構を通じての契約になります。

更新とか新規っていう区分がですね、新たに中間管理機構を今回通じた契約になります。

ここに上がっている244件については、すべて中間管理機構を通じての契約の内訳となります。以前あった基盤法の利用権設定ですかね、その分がもう今制度的になくなつたんで、その分の終期を迎えた分については、中間管理機構を通じて契約するのが利用権設定になりますんで、今はそちらの案内になっております。

(会長)

はい。いいですか。一応もうここは締めた後だったんですけど。

はい。これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和7年第9回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(14時30分閉会)